

## （本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 5 年(2023 年)4 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 4 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 4 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

## （掲載判例 INDEX）

\*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

### （民事法）

【1】Y 設置の私立高校 3 年生だった生徒 A が学校内のいじめにより自殺したことにつき A の親族 X らが Y に対し教員をして本件自死を防止する義務を怠ったとして損害賠償金の支払等を求めたところ、原判決認定の損害額のうち逸失利益を増額した事例(令和 3 年 9 月 30 日福岡高裁)

参照条文等:民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)415 条、416 条、民法 709 条、722 条 2 項

キーワード:学校内 いじめ 自死を防止する義務

【2】パイロット予備校の運営等を行う株式会社 X が教材をネットに出品し売却した受講生 Y に対し受講規約に定める違約金 500 万円の支払を求めた事案で、必要な限度を超えた違約金の設定は公序良俗に反するとして 100 万円の範囲で違約金の有効性を認めた事例(令和 4 年 2 月 28 日東京地裁)

参照条文等:著作権法 26 条の 2 第 2 項、消費者契約法 9 条 1 号、同 2 号、10 条、民法 90 条、404 条 2 項  
キーワード:パイロット予備校 教材 違約金

【3】居宅介護事業者 X は保険会社 Y(原告)と介護事業者保険契約を締結し、保険会社 Z(被告)とは自動車保険契約を締結していたところ、施設利用者の自動車送迎時の死亡事故につき Y が自己負担分を超えて遺族に行った保険給付のY負担分超過額をZが負担するものとした事例(令和 4 年 11 月 30 日東京地裁)

参照条文等:保険法 20 条 2 項

キーワード:介護事業者保険 自動車保険 負担割合

【4】申立人の母は前夫と(三者ともフィリピン国籍)婚姻したが没交渉になって約 3 年経過した後相手方(日本国籍)と性交渉を持ち申立人を出産、申立人が相手方に認知を求めたところ、日本法を準拠法とし相手方が申立人を認知するとの合意に相当する審判をした事例(令和 4 年 1 月 19 日東京家裁)

参照条文等:民法 779 条、787 条、家事手続法 277 条 1 項、法適用通則法 28 条、29 条、41 条、フィリピン民法典 15 条、フィリピン家族法 164 条、166 条、170 条、172 条

キーワード:認知 準拠法 審判

### （知的財産）

【5】音楽教室教師の目的は生徒に演奏技術を習得させその向上を計ることにあり課題曲の演奏はその手段にすぎないので、音楽教室教師は音楽著作物の利用主体とはいえ著作権等管理事業者は著作権(演奏権)侵害を理由として損害賠償を求めることはできないと判示(令和 4 年 10 月 24 日最高裁)

参照条文等:著作権法 22 条

キーワード:音楽教室 著作物の利用 損害賠償

【6】特許異議の申立てにおいて本件発明である「ポリエステル樹脂組成物の積層体」に係る本件訂正を認めず特許を取消した取消決定に対してその取消しを求めた事案で、本件訂正は特許請求の範囲の減縮に該当し新規事項の

追加には当たらないとして決定を取消した事案(令和5年3月9日知財高裁)

参照条文等:特許法120条5第2項

キーワード:特許異議の申立て 訂正請求の範囲 新規事項の追加

【7】発明の名称を「プログラム、対戦ゲームサーバ及びその制御方法」なる特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、特許法17条2第3項の規定に違反するとして第2次補正を却下した本件審決の判断を誤りとして審決を取り消した(令和5年3月27日知財高裁)

参照条文等:特許法17条の2第3項

キーワード:特許出願拒絶査定 補正を却下した審決 取り消し

(民事手続)

【8】事件が一人の裁判官により審理された後、判決の基本となる口頭弁論に関与していない裁判官が民事訴訟法254条1項により判決書の原本に基づかないで第1審判決を言い渡した場合、全部勝訴した原告であっても控訴をすることができるかと判示(令和5年3月24日最高裁)

参照条文等:民事訴訟法254条1項、同法249条1項

キーワード:口頭弁論に関与していない裁判官 民事訴訟法254条1項 控訴

【9】第三債務者が差押命令の送達を受ける前に被差押債権の支払のため電子記録債権を発生させた場合、上記被差押債権についての転付命令が第三債務者に送達された後に上記電子記録債権の支払がされた時は、上記支払により転付命令の執行債権等の弁済効果は妨げられない(令和5年3月29日最高裁)

参照条文等:民事執行法160条

キーワード:転付命令 電子記録債権

【10】Xが担保を提供の上、Yの有する債権に仮差押をしたが、本案訴訟中にYが破産し、破産廃止で本案訴訟は終了した。Xに対する損害賠償請求権が発生する可能性が消滅したと同視し得る状況にあるとしてXの担保取消の申立が認容された(令和4年3月22日名古屋高裁)

参照条文等:民事訴訟法79条1項、民事保全法4条2項

キーワード:仮差押 破産廃止 担保取消

【11】名古屋簡裁は交通事故に基づく損害賠償事件につき二度にわたり和解案を提示、その後被告らは名古屋地裁に同一の交通事故に関する損害賠償請求を提起し、併合の必要があるとして移送を申立て移送決定がされたため、原告は抗告したところ抗告が棄却された事例(令和4年12月26日名古屋地裁)

参照条文等:民事訴訟法18条、270条、裁判の迅速化に関する法律6条

キーワード:簡易裁判所 裁量 別訴

(刑事法)

【12】被告人は出産したえい児2名の死体を段ボール箱に入れ自室の棚上に放置したことをもって死体遺棄罪で起訴された。第1審判決は死体遺棄罪の成立を認めたが、本判決は習俗上の埋葬等と相容れない処置とは認められず「遺棄」に当たらないとして被告人を無罪とした(令和5年3月24日最高裁)

参照条文等:刑法190条

キーワード:死体遺棄 出産 えい児 埋葬

【13】原決定時19歳の特定少年が特殊詐欺の見張りをするなどして幫助したとして第1種少年院に送致し収容期間を2年間とするとの決定に対し、少年及び付添人が処分不当を理由に抗告を申立てたところ、原裁判所の処遇判断に誤りはないとして抗告を棄却した事例(令和4年6月3日東京高裁)

参照条文等:少年法64条1項3号、3項

キーワード:特定少年 少年院送致

【14】交番勤務をしていた警察官を出刃包丁で多数回突き刺すなどしてけん銃を強取したという強盗殺人未遂等の事案において、犯行当時心神耗弱の状態にあったとして被告人を有罪とした一審判決を破棄し、心神喪失の状態にあったと認め無罪を言い渡した事例(令和5年3月20日大阪高裁)

参照条文等:刑法39条

キーワード:責任能力 統合失調症 心神喪失

(社会法)

【15】マンション管理員 X が (1)新型コロナウイルス対策の不履行 (2)交通費不正受給を理由に普通解雇された。X は解雇無効として未払賃金の支払等を求めた(訴訟係属中に定年退職となり地位確認請求は取下げ)ところ、解雇は社会通念上相当とは言えないとして請求が認容された(令和4年12月5日大阪地裁)

参照条文等:労働契約法16条

キーワード:解雇無効 新型コロナ マスク不着用

【16】ウェブサイト作成、運営、保守等の事業を営む原告は、被告会社及びその代表取締役である被告 P1 に対し、ウェブサイトにおけるP1の投稿が競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し又は流布する行為であるとして損害賠償を求め、請求が認容された事例(令和5年3月16日大阪地裁)

参照条文等:不正競争防止法2条1項21号

キーワード:投稿 誹謗中傷 虚偽 不正競争

【17】原告は、販売する靴製品の形態は需要者の間に広く認識されており、被告が原告商品の形態と実質的に同一の商品を販売又は販売のための展示をするのは不正競争に該当するとして被告商品の販売又は販売のための展示の差止及び廃棄を求め、請求が認容された(令和5年3月24日東京地裁)

参照条文等:不正競争防止法2条1項1号、3条1項、2項

キーワード:商品表示 類似 出所 混同

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

**【1】福岡高判令和 3 年 9 月 30 日 判例時報 2545 号 53 頁**

**令和 3 年(ネ)第 226 号・350 号 損害賠償等請求控訴、同附帯控訴事件(一部変更(確定))**

Y の設置する私立高等学校の 3 年生であった生徒 A が学校内のいじめにより自殺(本件自死)したことについて、A の親族 X らが、Y に対し、教員をして、いじめの事実を把握してこれを阻止し、本件自死を防止する義務を怠ったと主張して、債務不履行又は不法行為に基づき両親 X1・X2 に各 4300 万円、祖母 X3 及び兄 X4 及び姉 X5 に各 330 万円の損害賠償金の支払い等を求めた事案。

本判決は、本件自死前の事故を受けて策定されたいじめに関するマニュアルに従い、生徒の自死を未然に防止する措置を取る義務があるとしたうえで、教員は A の痣、無断欠席、火傷を確認していたにもかかわらず、これらについての情報提供や事情聴取を怠り、安全配慮義務の不履行ないし違反があったとし、原判決が X1・X2 に各 1200 万円、X3 ないし X5 に各 88 万円を認容している損害額につき、逸失利益を増額して X1・X2 につき各 1400 万円と変更した。

参照条文等:民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)415 条、416 条、民法 709 条、722 条 2 項

**【2】東京地判令和 4 年 2 月 28 日 判例時報 2545 号 86 頁**

**令和 2 年(ワ)第 24179 号 違約金支払請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))**

航空大学校受験を目的としたパイロット予備校の運営等を行う株式会社 X が、受講生 Y に対し、無断で教材をネットに出品し、売却したことを理由に教材の譲渡禁止条項(本件譲渡禁止条項)に違反し、受講規約に定められた違約金 500 万円の支払いを求めた事案。

本判決は、教材に ID 番号を付していることから、教材は譲渡ではなく貸与であるとして、譲渡を前提とする著作権の消尽の主張は認められないとし、また、教材が第三者に譲渡されれば、第三者に X のノウハウが流出するというべきであり、営業上の利益が侵害されるといえることから、本件譲渡禁止条項は合理性がないとは言えず、消費者契約法 10 条に該当するものではないが、X が営業上の損害を被らないようにするという目的からすれば、必要な限度を超えた違約金を設定すると受講生が負う負担と比して不均衡となり、公序良俗に反しているとして、100 万円の範囲で有効性を認めた。

参照条文等:著作権法 26 条の 2 第 2 項、消費者契約法 9 条 1 号、同 2 号、10 条、民法 90 条、404 条 2 項

**【3】東京地判令和 4 年 11 月 30 日 判例タイムズ 1505 号 181 頁**

**令和 4 年(ワ)第 5509 号 求償金請求事件(認容、確定)**

居宅介護事業者 X の運営するデイサービス施設利用者 A は、自動車送迎の際、自宅敷地内に停車中の同車の後部座席から降車しようとして地面に転落し、頭部を打ちつけ死亡した。X と介護事業者保険契約を締結していた保険会社 Y(原告)は、A の遺族に対し保険給付を行なったが、X が保険会社 Z(被告)と自動車保険契約を締結していたことから、Z も上記事故に関し保険給付を行なうべきであり Y は自己負担分(2 分の 1)を超えて保険給付を行ない Z が共同免責を得たとして Z の負担分の支払を求めた。

本判決は、社会生活上あり得る自動車の利用方法に関連した発生したものであれば、自動車保険契約の約款にいう「車の所有、使用または管理に起因して生じた」ものに該当するとし、X が介護施設の送迎に本件自動車を利用することは社会生活上あり得る利用方法であり、その送迎の際に同車から降車中に発生したものであるからその利用方法に関連して生じたものであるから該当するとし、Z に対し Z の負担分 7,752,105 円の支払を認めた。

参照条文等:保険法 20 条 2 項

**【4】東京家審令和 4 年 1 月 19 日 判例時報 2545 号 98 頁  
令和 3 年(家イ)第 7014 号 認知調停申立事件(認容(確定))**

申立人(フィリピン国籍)の母(フィリピン国籍)は、フィリピン国籍の男性(前夫)と婚姻したが平成 24 年以降前夫と会うことはなく、その後、平成 27 年頃に相手方(日本国籍)と性交渉を持ち、申立人を出産し、日本の市区町村長及び在日フィリピン大使館に対し、父を記載せずに申立人の出生届を提出しているところ、申立人が相手方に認知を求めた事案。

申立人と相手方との間の嫡出でない親子関係の検討をするためには申立人と前夫との間に嫡出親子関係が認められないことが必要であり、フィリピン家族法においては、嫡出否認の訴えによらなければ嫡出性の否認を取り扱うことが出来ないところ(170 条)、フィリピンの裁判所は、前夫との婚姻が同法 36 条により当初から無効であるとの判決をしていることから、本審判は、嫡出親子関係の前提には、同法 172 条に規定される方法(出生記録等)によって認められる親子関係の存在を前提に、父母の婚姻中に懐胎又は出生した子が嫡出子とされているところ、申立人と前夫との間には親子関係が認められないことから、嫡出否認の訴えによるまでもなく、嫡出親子関係を認めることは出来ないとし、日本法を準拠法として、相手方が申立人を認知するとの合意に相当する審判をした。

参照条文等:民法 779 条、787 条、家事手続法 277 条 1 項、法適用通則法 28 条、29 条、41 条、フィリピン  
民法典 15 条、フィリピン家族法 164 条、166 条、170 条、172 条

(知的財産)

**【5】最一判令和 4 年 10 月 24 日 判例タイムズ 1505 号 37 頁**

令和 3 年(受)第 1112 号 音楽教室における著作物使用に関わる請求権不存在確認請求事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/473/091473\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/473/091473_hanrei.pdf)

音楽教室を運営する X らは、著作権等管理事業者 Y に対し、著作権(演奏権)の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権等の不存在の確認を求めた。音楽教室の生徒による演奏に関し X らが音楽著作物の利用主体といえるかという争点について、本判決は、演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当であるとし、本件では、生徒の演奏は教師から演奏技術等の教授を受けてこれを習得し、その向上を図る目的で行われるものであり課題曲を演奏するのはそのための手段にすぎない、生徒の演奏は教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは生徒の演奏を補助するものにとどまる、教師による課題曲の選定や生徒の演奏についての指示・指導は、生徒が上記目的を達成することができるように助力するものにすぎないなどとし、上記争点につき X らは音楽著作物の利用主体とはいえないとした。

参照条文等:著作権法 22 条

**【6】知財高判令和 5 年 3 月 9 日**

令和 4 年(行ケ)第 10030 号 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/870/091870\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/870/091870_hanrei.pdf)

特許異議の申立てにおいて本件発明である「ポリエステル樹脂組成物の積層体」に係る本件訂正を認めず特許を取り消した取消決定に対してその取り消しを求めた事案で、本件訂正は特許請求の範囲の減縮に該当し新規事項の追加には当たらないとして、決定を取消した事案。

訂正事項 2 は、請求項 1 を引用する請求項 4 を新たな独立項である請求項 15 とし、かつ、「(但し、該積層体上に無機酸化物の蒸着膜が設けられ、その蒸着膜上にガスバリア性塗布膜が設けられてなるものを除く。)」との事項を追加するものである。訂正前の請求項 1 においては、「積層体」について、「少なくとも 2 層を有する積層体」と特定しているのにすぎないのであるから、ここにいう積層体には、「第 1 の層」、「第 2 の層」及びその他の任意の層か

らなる積層体が含まれることになるどころ、「無機酸化物の蒸着膜」及び「蒸着膜上に設けられたガスバリア性塗布膜」も層を形成するものである以上、この任意の層に該当するといえる。したがって、訂正前の請求項 1 における積層体は、「第 1 の層」、「第 2 の層」並びに「無機酸化物の蒸着膜」及び「蒸着膜上に設けられたガスバリア性塗布膜」からなる積層体(以下「積層体 A」という。)を含んでいたものである。そうすると、訂正事項 2 は、「積層体 A」を含む訂正前の請求項 1 における積層体から積層体 A を除くものといえ、このように積層体を特定したことにより、訂正前の請求項 4 に係る発明の技術的発明が狭まることになるのであるから、訂正事項 2 が特許法 120 条の 5 第 2 項ただし書 1 号に規定する特許請求の範囲の減縮を目的とするものであることは明らかであるから、訂正事項 2 が特許請求の範囲の減縮を目的とするものに当たらないとした本件取消決定の判断には誤りがある。

これに対して、被告は、訂正事項 2 は、「積層体」から、「無機酸化物の蒸着膜」及びその上の「ガスバリア性塗布膜」を「積層体」内の構成としたものを除く記載とはなっておらず、「積層体」の外に該当する「積層体」の「上」に、新たに「無機酸化物の蒸着膜」を設け、さらにその上に「ガスバリア性塗布膜」を設けたものを除くとする記載となっているから、「積層体」の範囲自体を減縮していない旨主張する。しかし、本件発明は、「第 1 の層」及び「第 2 の層」で完結した積層体を特定事項とするものではなく、特許を受けようとする発明を、「第 1 の層」及び「第 2 の層」を有する全ての積層体とするいわゆるオープンクレームに該当するものであるから、権利範囲に含まれる具体的層構成を特定するに当たり、積層体の内外を形式的に区別しても意味がない(「第 1 の層」及び「第 2 の層」の外部の層も全て、本件発明における積層体の構成要素となる。)し、前記のとおり、訂正事項 2 における「該積層体上に無機酸化物の蒸着膜が設けられ、その蒸着膜上にガスバリア性塗布膜が設けられてなるもの」の具体的な内容は、「第 1 の層」、「第 2 の層」並びに「無機酸化物の蒸着膜」及び「蒸着膜上に設けられたガスバリア性塗布膜」を備えた積層体であるから、結局、積層体 A と区別できないものである。したがって、訂正事項 2 は訂正前の積層体から積層体 A を除く訂正であり、「積層体」の範囲を減縮している。

参照条文等:特許法 120 条 5 第 2 項

## 【7】知財高判令和 5 年 3 月 27 日

令和 4 年(行ケ)第 10092 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/983/091983\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/983/091983_hanrei.pdf)

発明の名称を「プログラム、対戦ゲームサーバ及びその制御方法」とする特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、特許法 17 条の 2 第 3 項の規定に違反すると判断して第 2 次補正を却下した本件審決の判断は誤りであるとして、審決を取り消した事案。

当初明細書等及び第 2 次補正後の明細書等に記載の発明の技術的意義は、ユーザの強さの段階を基準として所定範囲内の強さの段階にある対戦相手を抽出することにより、従来のように対戦相手をランダムに抽出する場合に比べて、対戦相手間の強さに大差が出て勝敗がすぐについてしまう戦いの数を低減することができ、また、対戦相手の強さに一定のばらつきを含ませて対戦ゲームの難度を変化させ、ユーザのゲームに対する興味を増大させることにある。そして、「ゲーム」分野における技術常識に関して、「ユーザ」の「強さ」に、攻撃力及び防御力以外に、体力、俊敏さ、所持アイテム数等が含まれることが本願の出願時の技術常識であったことは、当事者間に争いがない。

上記のような、対戦ゲームにおいて、強さに大差のある相手ではなく、ユーザに適した対戦相手を選択するという発明の技術的意義に鑑みれば、当初明細書等記載の「強さ」とは、ゲームにおけるユーザの強さを表す指標であって、ゲームの勝敗に影響を与えるパラメータであれば足りると解するのが相当であり、「強さ」を「攻撃力と防御力の合計値」とすることは、発明の一実施形態としてあり得るとしても、技術常識上「強さ」に含まれる要素の中から、あえて体力、俊敏さ、所持アイテム数等を除外し、「強さ」を「攻撃力と防御力の合計値」に限定しなければならない理由は見出すことができない。言い換えれば、「強さ」を「攻撃力及び防御力の合計値」に限定するか否かは、発明の技術的意義に照らして、そのようにしてもよいし、しなくてもよいという、任意の付加的な事項にすぎないと認

められる。

そうすると、当初明細書等には、「強さ」の実施形態として、文言上は「攻撃力及び防御力の合計値」としか記載されていないとしても、発明の意義及び技術常識に鑑みると、第 2 次補正により、「強さ」を「攻撃力及び防御力の合計値」に限定せず、「数値が高い程前記対戦ゲームを有利に進めることが可能な所定のパラメータ」と補正したことによって、さらに技術的事項が追加されたものとは認められず、第 2 次補正は、新たな技術的事項を導入するものとは認められない。そうすると、第 2 次補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてされたものであると認められ、特許法 17 条の 2 第 3 項の規定に違反するものではないというべきである。

したがって、本件審決が、第 1 次補正発明の「強さ」について、第 2 次補正により「数値が高い程前記対戦ゲームを有利に進めることが可能な所定のパラメータである強さ」と補正したことは新たな技術的事項を導入するものであるとして、第 2 次補正は特許法 17 条の 2 第 3 項の規定に違反すると判断して第 2 次補正を却下した(本件審決第 2)のは誤りであると認められ、本件審決には、原告主張の取消事由が認められる。

**参照条文等:特許法 17 条の 2 第 3 項**

(民事手続)

**【8】最二判令和 5 年 3 月 24 日 裁判所 HP**

令和 4 年(受)第 324 号 共有持分移転登記手続請求事件(破棄差戻)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/938/091938\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/938/091938_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

事件が一人の裁判官により審理された後、判決の基本となる口頭弁論に参与していない裁判官が民事訴訟法 254 条 1 項により判決書の原本に基づかないで第 1 審判決を言い渡した場合、全部勝訴した原告であっても控訴をすることができる。

(理由)

上記の場合、その判決手続は同法 249 条 1 項に違反するものであり、同判決には民事訴訟の根幹に関わる重大な違法があるというべきである。また、上記の違反は、訴訟記録により直ちに判明する事柄であり、同法 338 条 1 項 1 号に掲げる再審事由に該当するものであるから、上記の第 1 審判決によって紛争が最終的に解決されるということもできない。

**参照条文等:民事訴訟法 254 条 1 項、同法 249 条 1 項**

**【9】最三決令和 5 年 3 月 29 日 裁判所 HP**

令和 4 年(許)第 13 号 債権差押命令に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/990/091990\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/990/091990_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

第三債務者が差押命令の送達を受ける前に被差押債権の支払のために電子記録債権を発生させた場合、上記被差押債権についての転付命令が第三債務者に送達された後に上記電子記録債権の支払がされたときは、上記支払によって上記転付命令の執行債権等の弁済の効果は妨げられない。

(理由)

転付命令が効力を生じた場合、執行債権及び執行費用は、転付命令に係る金銭債権が存する限り、差押債権者がその現実の満足を受けられなくても、その券面額で転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなされる(民事執行法 160 条)。本件転付命令に係る金銭債権は上記の弁済の効果が生ずる時点で存在していたのであるから、上記の弁済の効果は妨げられる理由はないというべきである(その場合、差押債権者は、債務者に対し、債務者が支払を受けた電子記録債権の額についての不当利得返還請求等を行うことができることは別論である。)



**【10】名古屋高決令和 4 年 3 月 22 日 判例タイムズ 1505 号 55 頁**

**令和 4 年(ラ)第 26 号 担保の取消決定の申立却下決定に対する抗告事件(取消自判、確定)**

X は Y に対し ETC カード利用代金債権等を請求債権として Y の有する運送代金債権の仮差押命令を申立て、担保を提供して同命令がなされた。その後本案訴訟を提起したが、訴訟係属中に Y について破産手続が開始され、破産管財人が選任されたものの破産廃止となったため本案訴訟も当然終了となった。X は請求債権について破産債権の届出をしたが、滞納税金等があったため配当の見込みがなく、届出債権の認否は行われなかった。X は仮差押命令申立事件を取り下げ、担保の事由が消滅したとして民事保全法 4 条 2 項、民事訴訟法 79 条 1 項による担保の取消しを申し立てた。

本判決は、同条同項の「担保の事由が消滅した」とは、担保提供の必要性が消滅したことを意味し、仮差押命令の担保の場合には、仮差押命令における債務者の債権者に対する損害賠償請求権が発生する可能性が消滅したことを意味するとし、本件では破産管財人から X に対し損害賠償請求権は行使されておらず、破産廃止後の現時点で Y が権利を行使する具体的な可能性は認められず、Y の X に対する損害賠償請求権が発生する可能性が消滅したと同視し得る状況にあるとして担保取消しの申立を認容した。

参照条文等:民事訴訟法 79 条 1 項、民事保全法 4 条 2 項

**【11】名古屋地決令和 4 年 12 月 26 日 判例タイムズ 1505 号 176 頁**

**令和 4 年(ソ)第 9 号 移送決定に対する即時抗告事件(抗告棄却、再抗告)**

名古屋簡裁は、交通事故に基づく損害賠償事件につき、事故態様等の争点につき 8 か月にわたり審理し和解案を提示し、被告らから事故状況の再考を求める上申書が提出された後、心証を大幅に変えた和解案を再提示した。その後被告らは名古屋地裁に同一の交通事故に関する訴訟物 140 万円を超える損害賠償請求を提起し、併合の必要があるとして民事訴訟法 18 条による移送を申し立て移送決定がされたため、原告は抗告した。

本決定は、上記のように争点整理を行い和解案を提示し、さらに反論を踏まえ再考までしていることからすると、簡裁にて一定の心証形成ができており当事者尋問等の必要な証拠調べを行った上で判断すべき状態であったといえ、充実した手続を実施し可能な限り裁判を迅速に行う義務(裁判の迅速化に関する法律 6 条)や簡易な手続により迅速に紛争を解決すべきという簡裁の特色(民事訴訟法 270 条)を踏まえると、本件で移送をしたことは簡易裁判所の裁量を逸脱しているとしたが、別訴事件と主要な争点が共通し両事件について共通した判断を得る利益を実現するためには名古屋地裁で審理することが相当であるので、結論として移送は相当であるとし、抗告を棄却した。

参照条文等:民事訴訟法 18 条、270 条、裁判の迅速化に関する法律 6 条

**(刑事法)**

**【12】最二判令和 5 年 3 月 24 日 裁判所 HP**

**令和 4 年(あ)第 196 号 死体遺棄被告事件(原判決破棄・無罪)**

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=91943](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=91943)

**(事案)**

被告人は、被告人方において、被告人が同日頃に出産したえい児 2 名(以下「本件各えい児」という。)の死体を段ボール箱に入れた(以下「本件作為」という。)上、自室の棚上に放置し、もって死体を遺棄した行為において、死体遺棄罪で起訴された。

第 1 審判決は、死体について一定のこん包行為をした場合、その行為が外観からは死体を隠すものに見え得るとしても、習俗上の葬祭を行う準備、あるいは葬祭の一過程として行ったものであれば、死者に対する一般的な宗



教的感情や敬けん感情を害するものではなく、「遺棄」に当たらないが、「本件作為」は、本件各えい児の死体を段ボール箱に二重に入れ、接着テープで封をするなどし、外観上、中に死体が入っていることが推測できない状態でこん包したもので、葬祭を行う準備、あるいは葬祭の一過程として行ったものではなく、本件各えい児の死体を隠匿する行為であって、他者がそれらの死体を発見することが困難な状況を作出したものといえるから、「遺棄」に当たるとして、死体遺棄罪の成立を認め、被告人を懲役 8 月、3 年間執行猶予に処した。

第 1 審判決に対し、被告人が控訴した。

(判旨)

習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為は死体遺棄罪の「遺棄」に当たるところ、被告人の行為は、死体を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作出したものであるが、それが行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等に照らすと、その態様自体がまだ習俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められないから、刑法 190 条にいう「遺棄」に当たらない。よって、原判決を破棄し、被告人に対し無罪の言渡しをする。

参照条文等:刑法 190 条

### 【13】東京高決令和 4 年 6 月 3 日 判例時報 2546 号 97 頁

令和 4 年(く)第 252 号 第 1 種少年院送致決定に対する抗告申立事件 抗告棄却(再抗告<再抗告棄却>)

本件は、いわゆる特殊詐欺事件の詐欺未遂幫助の事案であり、原決定時 19 歳の特定少年が犯行の際に見張りをするなどして幫助したというものである。

原決定は、少年を第 1 種少年院に送致し、収容期間を 2 年間とする決定をしたところ、少年及び付添人は、処分の著しい不当を理由として抗告を申し立てた。

本決定は、少年が更に反省を深め、強い更生意欲を示したことは評価できるが、父親には少年を指導監督する意思は認められるものの、これまでの経緯に照らすと、少年の問題点の改善を期待することは困難であること、現時点あるいは早期に少年に社会での生活を送らせた場合、再び従前の生活状況に戻ってしまい、犯罪に関与することになる可能性は相当に高いなど指摘し、原裁判所の処遇判断に誤りはないとして抗告を棄却した。

参照条文等:少年法 64 条 1 項 3 号、3 項

### 【14】大阪高判令和 5 年 3 月 20 日 裁判所 HP

令和 3 年(う)第 956 号 公務執行妨害、強盗殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(破棄、無罪)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/000/092000\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/000/092000_hanrei.pdf)

1 交番勤務をしていた警察官を出刃包丁で多数回突き刺すなどしてけん銃を強取したという強盗殺人未遂等の事案において、犯行当時、心神耗弱の状態にあったとして被告人を有罪とした一審判決を破棄し、心神喪失の状態にあったと認め、無罪を言い渡した事例

2 責任能力の有無、程度の判断の在り方(犯行動機及びその形成過程を含む犯行の一連の経過全体に対し、精神障害による病的体験全体がどのように影響したのかということ、全体的、総合的かつ具体的に検討することが必要かつ相当である。)

3 被告人は、犯行時及びその前後において、周囲の状況を把握し、合目的的な行動を行い、あるいは善悪を判断できる精神機能を有していたが、その精神機能は、統合失調症に基づいて形成された動機、目的と一体化し、これを推進する方向に作用し、その精神機能により犯行を思いとどまることは期待し得なかったから、全体的、総合的に観察すれば、被告人は、統合失調症による病的体験に直接支配されて、行動制御能力を喪失していたものと評価すべきであるとして、心神喪失を認定した事例

参照条文等:刑法 39 条

(社会法)

**【15】大阪地判令和 4 年 12 月 5 日 判例タイムズ 1505 号 163 頁**

**令和 3 年(ワ)第 30045 号 地位確認等請求事件(一部認容、確定)**

X はマンション管理員としてマンション管理等を業とする Y に勤務していたところ、(1)新型コロナウイルス対策の不履行及び(2)交通費の不正受給を理由に普通解雇されたため、解雇は無効であるとして未払賃金の支払等を求めた(その後訴訟係属中に定年退職したため地位確認部分については請求を取り下げた)。

本判決は、(1)コロナ禍においてはマンション住民に不安を与えないようにすることが業務の遂行上必要であり、Y は感染症対策の徹底を求める通知を繰り返し発出しマスクの着用を指示しており、X は同指示に従う義務を負っていたにもかかわらずこれに従っていなかったとしたが、X は解雇以前にマスク不着用について Y から指導・注意を受けておらず、住民の苦情も 1 件でクラスターが発生したこともないこと、(2)交通費の不正受給についても、転居の報告を怠ったことで生じたもので、金額も 3 万円弱にとどまっており、面談時から返還の意思を明らかにしていたこと等から、いずれも規律違反には当たるものの解雇することが社会通念上相当であるとまではいえないとし、未払賃金等 904,821 円の支払いを認めた。

参照条文等:労働契約法 16 条

**【16】大阪地判令和 5 年 3 月 16 日 裁判所 HP**

**令和 3 年(ワ)第 11152 号 損害賠償請求事件 不正競争 民事訴訟 (認容)**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/930/091930\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/930/091930_hanrei.pdf)

ウェブサイト作成、運営、保守等の事業を営む原告が、被告会社及びその代表取締役である被告 P1 に対し、被告 P1 がインターネット上のウェブサイトにおいて投稿(本件投稿 1、2、3)をした行為が、被告会社と競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し又は流布する行為(不正競争防止法 2 条 1 項 21 号)に該当し、当該行為により原告が信用毀損等の損害を被ったと主張し、損害賠償を求めた事案。

本件投稿 1 の内容は、「特定商取引法に関する知識はなく、コンプライアンス担当者はおらず…何度も何度も電話してくる…さらに電話の人間は嘘丸出し営業トーク」と記載し、原告について、特商法に関する知識がなく、コンプライアンス担当者がおらず、営業対象先に対し何度も電話をかけ、電話をした従業員が事実と反した話をするという事実を指摘するものである。しかし、原告が法令を遵守せずに営業の電話をし、また原告の従業員が事実と反する話をして営業活動を行ったとはいえず、本件投稿 1 は事実と反するといえることから、その虚偽性が認められる。

本件投稿 2 の内容は、「自分でネットに企業の誹謗中傷を書いて、それをネタにネットの誹謗中傷対策しますというマッチポンプ詐欺の会社」と記載し、原告について、営業対象先を誹謗中傷する内容の記事を予めインターネット上に書き込む等した上で、当該企業に対し、当該書き込みを契機としてその対策業務を行う原告への依頼を促す旨の営業活動を行っているという事実を指摘するものである。しかし、原告が、自ら営業対象先を誹謗中傷する書き込み等をし、その対策等を理由に営業活動を行ったとはいえず、本件投稿 2 は事実と反するといえるから、その虚偽性が認められる。

本件投稿 3 の内容は、「自前で悪評判を立てた上で対策しますという…営業を行う詐欺会社」と記載し、原告について、自ら相手方の悪評判を立てた上で、当該評判を契機としてその対策業務を行う原告への依頼を促す旨の営業活動を行うという事実を指摘するものであり、本件投稿 2 と同様に当該記載は事実と反する。

したがって、本件各投稿に記載された事実は、いずれも事実と反し虚偽であると認められる。そして、本件各投稿で指摘された各事実は、その内容に照らせば、原告の社会的評価を低下させるものといえるから、いずれも原告の営業上の信用を害すると認められる。

以上のとおり、被告 P1 による本件各投稿行為は、原告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知又は流布する行為に該当し、不正競争防止法 2 条 1 項 21 号の不正競争に該当する、として原告の請求は認容された。

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 21 号

【17】東京地判令和 5 年 3 月 24 日 裁判所 HP

令和 2 年(ワ)第 31524 号 販売差止等請求事件 不正競争 民事訴訟 (認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/998/091998\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/998/091998_hanrei.pdf)

原告が、被告に対し、原告が販売する靴製品(原告商品)の形態は、原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されており、原告商品の形態と実質的に同一の被告商品を販売し又は販売のために展示して原告の商品と混同を生じさせた被告の行為は、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の不正競争に該当すると主張して、被告商品の販売又は販売のための展示の差止め及び廃棄を求めた事案。

靴の外周に沿って、アッパーとウェルトを縫合している糸の縫い目が比較的長い形状で露出し、かつ、ウェルトステッチに明るい黄色の糸が使用されており、黄色のウェルトステッチが明瞭に視認できるという原告商品の形態は、我が国において 35 年間近くという長期にわたって他の同種商品には見られない形態として原告によって継続的かつ独占的に使用されてきたことにより、革靴及びブーツに関心のある一般消費者において、原告の商品の出所を表示するものとして広く認識されていたこと、原告の商品と被告商品とは購買層や販売形態を共通にしていること、オンラインストアにおいて商品を購入しようとする者は、通常、販売者が予め記載及び掲載している商品名や商品写真といった限定的な情報からその商品の出所を識別することになると考えられること、などを総合考慮すると、需要者である一般消費者がオンラインストアに掲載された商品写真等を通じて原告商品の商品等表示に係る形態と類似する被告商品の形態に接した場合には、両商品の出所が同一であると誤認するおそれがあると認められるのが相当である。したがって、被告による被告商品の販売等は、原告の商品と混同を生じさせる行為に当たると認められる。

よって、被告による被告商品の販売等は不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の不正競争に当たると認められ、これにより原告商品の販売に係る営業上の利益が侵害されているといえるから、原告は被告に対し、不正競争防止法 3 条 1 項に基づき、被告商品の販売又は販売のための展示の差止めを、不正競争防止法 3 条 2 項に基づき、被告商品の廃棄を求めることができるとして原告の請求は認容された。

なお、被告は、既に被告商品を販売しておらず、回収が可能な商品については回収済みであるとして、被告商品の販売等の差止めを命じる必要はないと主張したが、被告は、本件訴訟において、原告商品の形態の商品等表示該当性などを争っていることからすると、被告が被告商品の卸売を再開し、これらが他の事業者の運営するオンラインストアで小売される可能性を否定することはできないから、被告商品の販売等の差止め等を命ずる必要があると認められるのが相当である。

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、3 条 1 項、2 項

(紹介済み判例)

最一決令和 3 年 3 月 1 日 判例時報 2545 号 101 頁

平成 30 年(あ)第 10 号 不正競争防止法違反被告事件(上告棄却)

→法務速報 239 番 22 号にて紹介済み。

大阪高決令和 4 年 2 月 10 日 判例タイムズ 1505 号 69 頁

令和 4 年(ラ)第 176 号 仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件(抗告棄却、確定)

→法務速報 258 号 7 番にて紹介済み

最三決令和 4 年 2 月 25 日 金法 2207 号 76 頁

令和 3 年(あ)第 96 号 金融商品取引法違反被告事件〔上告棄却〕

→ 法務速報 252 号 14 番で紹介済み。

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/949/090949\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/949/090949_hanrei.pdf)

大阪地判令和 4 年 5 月 20 日 判例時報 2546 号 71 頁

平成 30 年(ワ)第 4764 号(第 1 事件)・第 7752 号(第 2 事件) 株主代表訴訟事件 棄却(控訴<控訴棄却>)

→法務速報 262 号 10 番で紹介済

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/320/091320\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/320/091320_hanrei.pdf)

最二判令和 4 年 6 月 17 日 判例時報 2546 号 5 頁

令和 3 年(受)第 342 号(1 事件) 原状回復等請求事件 破棄自判

令和 3 年(受)第 1205 号(2 事件) 損害賠償請求事件 破棄自判

→法務速報 254 号 22 番で紹介済

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/243/091243\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/243/091243_hanrei.pdf)(1 事件)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/242/091242\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/242/091242_hanrei.pdf)(2 事件)

最三決令和 4 年 6 月 21 日 判例時報 2545 号 45 頁

令和 3 年(許)第 8 号 間接強制決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 255 番 16 号にて紹介済み。

最一判令和 4 年 7 月 14 日 判例時報 2546 号 49 頁

令和 3 年(受)第 1473 号 保険金請求事件 破棄自判

→法務速報 263 号 12 番で紹介済

最一判令和 4 年 9 月 8 日 判例時報 2545 号 19 頁

令和 3 年(行ヒ)第 283 号 固定資産評価審査決定取消等請求事件(一部破棄差戻、一部上告却下)

→法務速報 257 番 10 号にて紹介済み。

最一決令和 4 年 10 月 6 日 判例タイムズ 1505 号 33 頁

令和 3 年(許)第 16 号 財産開示手続実施決定に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報 258 号 14 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/456/091456\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/456/091456_hanrei.pdf)

最二判令和 4 年 10 月 31 日 判例タイムズ 1505 号 28 頁

令和 4 年(行ツ)第 78 号、令和 4 年(行ヒ)第 79 号 選挙無効等請求事件(上告棄却)

→法務速報 259 号 15 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/487/091487\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/487/091487_hanrei.pdf)

---

## 2. 令和 5 年(2023 年)4 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

---

種類 提出回次 番号  
法律名及び概要

・衆法 211 6

**議院法制局法の一部を改正する法律**

…衆議院法制局に法案審査部を置くことを定めた法律。

・閣法 211 2

**所得税法等の一部を改正する法律**

…非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度の拡充、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の創設、相続時精算課税制度等の見直し等を定めた法律。

・閣法 211 3

**駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律**

…駐留軍関係離職者等臨時措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ 5 年延長することを定めた法律。

・閣法 211 4

**戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律**

…戦没者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給すること等を定めた法律。

・閣法 211 5

**水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律**

…水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の有効期限を 5 年間延長することを定めた法律。

・閣法 211 8

**地方税法等の一部を改正する法律**

…自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化、航空機燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直し等を定めた法律。

・閣法 211 9

**地方交付税法等の一部を改正する法律**

…令和 5 年度分の地方交付税の総額の特例措置、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源のための地方交付税の単位費用等の改正等を定めた法律。

・閣法 211 10

**裁判所職員定員法の一部を改正する法律**

…近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数の減少及び裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少することを定めた法律。

・閣法 211 11

**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律**

… 在外公館として在ローマ国際機関日本政府代表部を新設し、在ウクライナ日本国大使館等の在外公館の位置の地名を改め、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等の改定等を定めた法律。

・閣法 211 13

#### 関税定率法等の一部を改正する法律

…最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、税関事務管理人制度の拡充、暫定関税率の適用期限の延長等について定めた法律。

・閣法 211 14

#### 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

…株式会社国際協力銀行について、本邦企業の供給網の強靱(じん)化等に必要な重要な物資の製造に関する事業等を行う外国の法人を融資対象先として追加すること、海外展開する新規企業者等への出資等を可能とすること等を定めた法律。

・閣法 211 15

#### 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

…加盟国の復興又は開発を支援するため国際復興開発銀行に設けられる基金に充てるため、日本から国債による拠出を可能とすること等を定めた法律。

・閣法 211 19

#### 防衛省設置法の一部を改正する法律

…自衛官定数の変更、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関する事務の追加を定めた法律。

### 3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

渡辺 晋／著 新日本法規 366 頁 4,950 円  
フローチャートで分かる 不動産の共有関係解消マニュアル

安達敏男 吉川樹士 石橋千明／著 日本加除出版 296 頁 3,740 円  
民法改正で変わる！親子法実務ガイドブック

星 諒佑／著 日本加除出版 205 頁 2,860 円★  
ライブコマースの法律

佐藤陽一／著 日本加除出版 328 頁 3,960 円  
実践講座 民事控訴審一元高裁判事による実務のマイルストーン

遠藤英嗣／著 日本加除出版 357頁 3,960円  
改訂 家族信託契約―遺言相続、後見に代替する信託の実務―

#### 4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

山本飛翔 菅原 稔 尾下大介／編著 青林書院 351頁 5,390円

最新青林法律相談 46 スタートアップの法律相談

野村剛司／編著 青林書院 648頁 9,240円

実践 経営者保証ガイドライン[補訂版]個人保証の整理

渡邊雅之／著 第一法規 372頁 3,300円

令和5年施行対応 個人情報保護法Q&A

後藤貞人／編著 現代人文社 345頁 4,400円★

否認事件の弁護 上 その技術を磨く

#### 5. 発刊書籍<解説>

##### 「ライブコマースの法律」

いわゆる「投げ銭」など昨今耳にするようになったライブコマースについて、概要や契約関係、準備段階・配信中・配信終了後の各場面での法律問題や利用規約・関係判例が解説されている。ライブ配信やオンラインでの契約について、概略的に学ぶことができる本である。

##### 「否認事件の弁護 上・下 その技術を磨く」

否認事件の弁護に関して留意すべきことが70のQ&Aにまとめられている。大阪弁護士会の弁護士らによる実務書であり、理論的にも最先端のものを目指しており、編著者の刑事弁護に対する情熱を感じることができる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。